

# きょうどう

2014年8月1日号

NO. 21

経営理念

- 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 地域と共に存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。

「ひまわり」

写真提供：はざま美容室 金光磨佐也様



「再び戦争はしてはならない」

軍国少年として教育された私は、中学三年のときには「予科練」に入隊しました。日ごと夜ごとの訓練は厳しいものでした。

一九四五年八月一五日終戦になって、これで生きて帰れると心底考えたものでした。

翌一九四六年一月三日に「平和憲法」が公布されました。その時の感激は今でも覚えています。二度と再び戦争はしないとの、誓いを立てたものでした。

安倍内閣は、長年検討して確立してきた平和の規定「憲法九条」をいとも簡単に解釈変更し、「集団的自衛権」は許容されました。

これは、憲法の上に自らを置く「立憲主義」に背くやり方で独裁にも通ずるものです。

そもそも「集団的自衛権」とは、自国が攻撃されいないにもかかわらず、同盟国の戦争に参加するものです。今まで参加できないとしてきた戦闘地域での後方支援もできるとしながら、その行動中に戦闘が始まつたら弾のどどかないところまで撤退するとしています。はたしてそんな器用なことができるでしょうか。

太平洋戦争の痛苦の反省から手にした「平和憲法」を高く揚げ、世界平和を目指し、すべての国に働き掛けることこそ、日本の進む道ではないでしょうか。

代表社員 甲斐 健彦

# 第一経営共同経理に新たな税理士誕生



甲斐税理士

田中税理士

荒尾税理士

## 税理士登録のご挨拶

私、田中芳幸は、このたび税理士資格を取得し、平成 26 年 5 月 22 日に税理士法人第一経営共同経理の税理士として登録いたしました。これもひとえに関与先をはじめ多くの方々の励ましやご指導によるものと心から感謝申し上げます。

皆様には、今まで職員として大変お世話になってまいりましたが、今後は、税理士として「納税者の権利擁護・地域の発展と民主化」という事務所の経営理念を胸に、新たな気持ちで皆様の負託に応えられるよう日々精進してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。



たなか よしゆき

田中 芳幸

1964 年 5 月 12 日生まれ

菊池市在住



<略歴>

1983 年 3 月 熊本県立菊池高等学校卒業  
1987 年 3 月 熊本商科大学商学部商学科卒業  
1988 年 5 月 (有)共同経理入社  
2002 年 3 月 熊本学園大学大学院商学研究科修了  
2007 年 3 月 熊本学園大学大学院経営学研究科修了  
2013 年 12 月 税理士試験科目合格  
2014 年 5 月 税理士登録

趣味：読書（歴史小説と宇宙物理学の解説書  
(こちらは殆ど理解できていません...)）

座右の銘：人間万事塞翁が馬

# 【顧問先訪問】

法人名：一般社団法人  
菊池教育会  
所在地：菊池市隈府中町 81  
会長：木原 昭三  
設立年：大正 4 年



今回の顧問先訪問は来年の平成 27 年に、創立 100 周年を迎える「一般社団法人菊池教育会」さんを訪問しました。元教師で会長の木原昭三さんにお話を伺いました。

## Q. 「教育会」とはどのような団体ですか？

**A :** 大正 4 年に菊池郡市の教育振興を目的に設立。当時の名称は「教育団」でした。菊池郡内に「奉職」する殆どの教員が会員でした。教育団立の「図書館」や「菊池教育会館」を建設し広く活用され菊池郡市の教育振興に貢献してきました。

その後入会者の減少、経営陣の高齢化、後継者問題、等々で解散の危機もありましたが「文教菊池」の灯を消すことは忍びなく再生の道を探り平成 18 年に「一般社団法人 菊池教育会」に名称変更。住民の方々も対象に幅広く入会を訴え再出発し現在に至っています。



## Q. 教育会の取組についてお尋ねします

**A :** 「文教菊池の再興」幕末に熊本で私塾が一番多かったのが菊池であり、寺子屋で多くの人材を輩出し「肥後の文教菊池にあり」とうたわれた時代もありました。現在、郷土の歴史・文化を学べる場として「菊池塾」の開催。教育・文化研究に関する助成事業、教育に関する講演会事業を行い菊池地域の振興に努めております。



「菊池こども論語塾」

## Q. 100周年に向けての企画は？

**A :** 市民劇「菊池一族物語」の開催に張り切って取り組んでいます。市民、市長、議会や商工会の皆さんに出演いただき、官民一体となって菊池一族の歴史や名場面を演じます。台本が完成し、11月 30 日の本番に向け舞台稽古が始まります。市民の皆様に是非ご鑑賞いただきたいと思っております。

## Q. 今後の展望をお聞かせ下さい。

**A :** 100 周年の企画を線香花火にせず将来に向けて強化したいものです。子供達に故郷の事をよく知ってもらい歴史ある誇り高き地域文化を次の世代に繋ぎ、市民の心がふくらむ活動を行っていきたいです。

編集後記：「文教菊池」小さい頃から何となく聞いた言葉でしたがよく意味も知らず過ごしてきました。会長の木原昭三さんは昭和三年生まれの御年 85 才。熱く、詳しく「文教菊池」を語ってくれました。木原先生ありがとうございました。

<所報スタッフ一同>

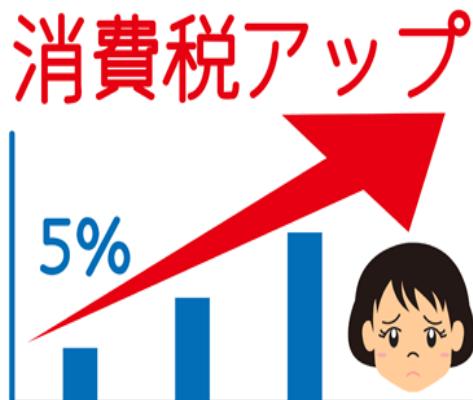
# 消費税の跳梁を許さない！

## アベ ノーサンキュウ、ストップ増税

6月30日の熊本日日新聞朝刊は、1面トップでこう報じました。『「価格転嫁できぬ」「売り上げ落ちた」 消費増税から3ヶ月 県内経営者広がる不安 消費の落ち込みは一時的で景気は回復基調との見方が強まっているが、県内では増税の悪影響に苦しむ零細企業が少なくない。価格に転嫁できない、売り上げが落ちた…地場経営者や商店主からは、景気回復を実感する声は聞こえてこない。』 また5月30日には、「4月の消費者物価はバブル崩壊後最大の3.2%の大幅上昇となり、賃上げかき消す負担増と物価高のあおりで家計支出は大きく落ち込んだ。」と、時期尚早や反対の声を押し切って強行された消費税増税の影響について述べています。それぞれの立場からの消費税増税の世相を見てみます。

### 《政府・行政は－国民欺く大宣伝》

消費税は“打ち出の小づち”のような魅力的な税でしょう。税率1%で約2.5兆円の収税が期待できます（H25年度補正予算）。今年度の3%UPで約5兆円の増収が見込まれています。政府は「この増税分はすべて社会保障のために使います」とテレビ・新聞はもとより政府広報など様々な媒体に莫大な税金を使って大宣伝を行い、国民に「社会保障のためだからやむを得ない」と思わせる“洗脳”を行いました。これはとんでもない大ウソで、増収の8割以上は<年金国庫負担の1/2の恒久化>などの財源を消費税に置き換えただけにすぎず、増税に伴う社会保障費の増加分はその1割程度しかありません。消費税増税のその日から医療・年金・介護・子育て等の給付の削減と負担の増加が押し寄せている実態は、「消費税は社会保障のため」がウソであることを如実に示しています。



### 《消費者・国民には－暮らし・地域経済を悪化》

消費税の増税で物価が上昇しています。消費者・国民（労働者）の賃金は減り続けています。賃上げは一部大企業の正社員のみで、中小企業や増加する非正規雇用者にまでは及んでいません。増税前の駆け込み需要や買い溜め、その後の買い控えは消費者の自衛のための生活の知恵ながら、毎日の暮らしを直撃する消費税の負担は、消費意欲を減退させ、これによる購買力の低下・縮小となって生産と販売へ大きな打撃を与え、地域経済へ深刻な影響を及ぼしています。

## 《中小企業・事業者には – 存亡の危機》

中小企業・事業者の悲鳴と怒りの声が聞こえています。「転嫁が全くできない。一部しかできない」が60%超、半数で「売上が減少した」という調査があります。<駆け込み反動で売り上げ減少><仕入れの高騰><値引き要求や買い叩きにあった><税抜き価格での交渉拒否>など、増税に伴う様々な影響を受けている実態があります。将来的には売り上げの減少が最大の心配であり、廃業に追い込まれる懸念もあります。このような状況を反映して10%への増税は半数以上が<中止・延期>を求めており否定的です。



## 《政権には – 政権崩壊への道》

安倍首相は施政方針演説で「(大)企業が世界で一番活動しやすい国づくり」をするとして、大企業・財界の意を汲んだ政策に傾倒しています。一般国民への消費税増税の一方で利益をあげている大企業にはさらなる減税の方針です。財界はそれだけに止まらず19%までの消費税率引き上げを要求しています。消費税を導入したり、引き上げたりした政権は早晚崩壊するのがこれまでの日本の歴史です。今年の税率引き上げによって安倍内閣も政権崩壊への道を歩み始めました。さらなる10%増税をストップさせ国民の生活と平和を守るうえからも、安倍内閣を歴史の例外とすることなく早期に政権から放逐することが、いま求められる情勢になっています。



## 【現「消費税」にみる歴代内閣の帰趨】きずこう

- 竹下内閣=1989/4.1 消費税導入直後の4.26崩壊
  - 1994/2 《国民福祉税》として7%への引き上げを発表した細川内閣は同年4.28総辞職
  - 1994/6 発足の村山自社さ連立内閣は同年9月5%への引き上げを決定。これで社会党は分裂し村山内閣も崩壊。
  - 1997/4 橋本内閣は5%引き上げを実施したが、景気が大幅に後退して退陣に追い込まれた。
  - 2010/7 菅民主党内閣は、参院選の最中に10%引き上げを打ち出して敗北し退陣
  - 代わった野田首相も消費税引き上げの3党合意をとり付け、2012年の衆院選で大敗を喫して政権与党から転落。
- 第二次安倍内閣 (2012/12.26～?)
- 2014/4 8%への引き上げを強行



## 中小企業つぶしの「骨太の方針」

### リストラ促進の《外形標準課税》、赤字法人に大増税

赤字の中小企業（資本金1億円以下）にも“広く薄く”税負担を求める一として「外形標準課税」が中小企業にも適用されようとしています。安倍政権は6月24日、「新成長戦略」と「骨太の方針」を閣議決定しました。その目玉は「数年かけて法人実効税率を20%台までの引き下げる」、これを来年度から着手するというものです。法人実効税率を1%引き下げるとき約5千億円の減収となるため、その財源として外形標準課税の強化を狙っています。現在は1億円超の普通法人に適用されているのを1億円以下の法人にも適用しようというのです。「外形標準課税」は企業の付加価値=〈報酬給与額〉〈支払利子〉〈支払賃借料〉と年度損益との合計額に課税されます。従って赤字となった場合でも税負担が生じ増税になります。また報酬給与=人件費が課税対象となるために人件費削減の圧力となるリストラ促進税制です。中小企業は日本の雇用の7割を支えています。従業員へ支払う賃金とその所得税、社会保険料の負担など日本経済の根幹を支えているのは中小企業です。根幹の中小企業への外形標準課税強化は、雇用を破壊し、経営基盤を弱め、経営を成立せなくする中小企業つぶしの税制といえます。雇用の破壊から生活の破壊、ひいては地域経済そして日本経済に大きな悪影響を及ぼしかねません。

一部の儲かっている大企業の減税のために、中小企業をいけにえにする増税は本末転倒です。消費税増税とともに、不公平を拡大する大企業減税を取りやめ、中小企業を活性化させ、国民の所得を増やして経済を元気づけるとともに、応能負担原則にのっとった税財政政策に改めるべきです。

#### 平成25年分所得税・消費税の申告結果

### 売上げ横ばい・経費増加で利益減少、

【所得税・消費税申告状況の前年対比】 25/24 (%) (件数は実数)

事業区分		申告所得税 (%)			消費税 (%)			
		件数	事業収入	事業所得	税額	件数	課税標準	税額
第一種	卸売業	7	98	108	126	6	98	100
第二種	小売業	33	101	108	138	17	100	92
第三種	建設・農林・製造業	156	101	82	86	78	106	90
第四種	飲食・金融保険業	47	98	85	73	15	98	99
第五種	運輸・不動産・サービス業	146	101	105	92	23	96	143
合計		389	101	93	91	139	103	99
青白別	青色申告者	210	103	96	93	112	104	101
	白色申告者	179	93	88	89	27	98	85

【一人当たり納税額】(円)

所得税	25年分		24年分
	青	白	
青	258,600	279,400	
白	212,800	240,300	
平均	237,500	261,400	

(100円未満切捨て)

消費税	25年分		24年分
	青	白	
青	337,000	332,300	
白	243,800	286,300	
平均	318,900	323,300	

(100円未満切捨て)

何とか売上・収入は前年並みを維持したものの、事業所得（利益）は伴わず納税額の減少となりました。“アベノミクス効果”で景気回復が取りざたされている中での確定申告でしたが、地場の個人事業者への効果はほとんどなく、売上・収入は維持しながらも所得の減少傾向が続いている、諸経費の高騰に苦しめられていることが伺われます。その中で第一種（卸売業）と第二種（小売業）では、青色申告者の業績が向上して所得・納税額ともに前期比率を改善させています。

## 相続が“争族”にならないために⑤



### 六 “争族”防止の節税対策

相続の「時期」を決めるることはできませんが、その時に備えて事前の準備で“争族”にならないような備えをすることが肝心です。結果的にそのことが節税につながります。被相続人が健在のうちに相続人とともに協議・検討して対策を立てることが効果的です。



#### その1 相続財産を減らす

- (1) 現金・預金を他の資産（非課税財産・不動産等）に変える（納税資金に余裕のある場合）
- (2) 贈与の活用（2013.1.1号所載）

相続時精算課税、相続開始前3年以内の贈与は、相続税計算において相続財産に算入されるため相続財産減少の効果は（あまり）ありません。

#### その2 相続人を増やす

\*養子縁組（2012.7.25号所載）

#### その3 税制の特典・特例の活用

- (1) 小規模宅地等の特例…特例適用により財産の価額（評価額）を縮減させる
- (2) 借入金で貸家・貸ビルを建築する
- (3) 預金から上場株式へ転換（納税資金に余裕のある場合）
- (4) 生命保険の活用（納税資金の原資にもなる）

#### その4 遺言による“争族”防止で円満な遺産分割

\*被相続人は、自分の財産については自由に処分できるという大原則から、「遺言書」によって相続に関する意思表示を明確にしておく。（2012.7.25号所載）

\*相続税の申告期限までに遺産分割がまとまらない場合には、小規模宅地等の特例の適用が出来ないことなどにより、割高な納税をしなければならなくなる。



# ご案内

2面の記事にてご紹介しました、田中芳幸税理士の就任と当事務所40周年を記念しまして、次の通り記念式典を予定しております。改めてご案内はさせていただきます。

## 「共同経理40周年・田中税理士就任記念式典」

日時：2014年10月18日(土)

場所：笹乃家

## 菊池市議選で「東なつこ」さんが当選

5月25日投開票で行われた菊池市議選で東なつこさんが1610票を獲得3位で当選されました。

東なつこさんは昨年末に急逝した夫の東裕人前市議(元共同経理職員)の後継としての立候補でした。

甲斐健彦さんから東裕人さん、そして東なつこさんへと貴重な議席を引き継ぎました。



共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事やご心配に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出で下さい。

### ◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活のお悩みにもご相談に応じます。特別に費用がかかる事案以外は無料です。必要に応じ弁護士等の専門家をご紹介します。

### ◎ 相続・贈与は事前のご相談を

事前の対策で無用の争いを避け、経済的負担の軽減が可能です。ご相談に対応し最良の対策がご提案出来ます。不動産の売買や名義変更の際にも、お気軽にご相談下さい。

### 税務スケジュール

#### 9月 1日(月)

\* 6月決算法人の確定申告期限  
\* 個人事業者26年分の消費税・地方消費税の中間申告期限

#### 9月 30日(火)

\* 7月決算法人の確定申告期限  
10月 31日(金)  
\* 8月決算法人の確定申告期限  
11月 17日(月)  
\* 所得税の予定納税額の減額申請期限  
12月 1日(月)  
\* 9月決算法人の確定申告期限  
\* 所得税の予定納税額の納付期限  
(第2期分)

## ※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、8月8日(金)・9月10日(水)・10月10日(金)  
11月10日(月)・12月10日(水)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

\*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

### 【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理  
〒861-1305 菊池市北宮 317-15  
TEL 0968(25)1036  
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、  
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。